

国王尚貞の、進貢のため耳目官向英等を遣わすむねの符文

(一七〇八、一〇、□)

琉球国中山王尚(貞)、進貢の事の為にす。

照得するに、敝国は世々天朝の洪恩に沐し、貢典に遵依して二年一次なり。茲に康熙四十七年の貢期に当り、特に耳目官向英・正議大夫毛文哲・都通事陳其湘等を遣わし、表・咨を齎捧し海船二隻に坐駕して官伴・水梢を率領せしむ。每船に均幫する上下の員役は共に二百員名を過ぎず。常貢の煎熟硫黄一万二千六百觔・紅銅三千觔・煉熟白剛錫一千觔を装運して両船に分載す。一船は義字第八十六号にして煎熟硫黄六千三百觔・紅銅一千五百觔・煉熟白剛錫五百觔を装載し、一船は義字第八十七号にして煎熟硫黄六千三百觔・紅銅一千五百觔・煉熟白剛錫五百觔を装載し、前んで福建等処承宣布政使司に至りて投納し、起送して京に赴き聖禮を叩祝せんとす。

所撰の差去する員役は並びに文憑無ければ、誠に所在の官軍の阻留して便ならざるを恐る。此の為に王府、今、義字第八十五号半印勘合の符文を給して都通事陳其湘等に付し収執して前去せしむ。如し經過の関津及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば即便に放行し、留難し遅慢するを得しむる母かれ。須らく符文に至るべき者なり。

計開 京に赴く

耳目官一員 向英 人伴一十二名

正議大夫一員 毛文哲 人伴一十二名

都通事一員 陳其湘 人伴七名

在船都通事二員 曾^①永^②曆 人伴八名在船使者四員 徐^①天^②柱 伊^③善^④遜 人伴十六名存留通事一員 蔡^⑤温 人伴六名在船通事一員 梁^⑥天^⑦驥 人伴四名管船火長・直庫四名 阮^⑧繼^⑨南 金^⑩章 池^⑪德^⑫美 長^⑬立^⑭功

右の符文は都通事陳其湘等に付す。此れを准ず

康熙四十七年(一七〇八)十月 日 給す

注(1) 毛承詔 生没年不詳。石川親雲上安政『家譜(二)』八〇・三九

六頁、金振・曾信の譜ほか。

(2) 蔡温 一六八二—一七六二年。久米村蔡氏(具志頭家)十一世。具志頭親方。法司官に陞る(『家譜(二)』二六五頁)。さまざまな政治的功績のほか政治・経済・哲学・科学などにわたる多くの著書がある(沖繩歴史研究会編『蔡温選集』一九六七年、参照)。

(3) 梁天驥 程順則『廟学紀略』に訓詁師として名がある(『家譜(二)』五五三頁、程順則の譜)。

(4) 阮繼南 一六八七—一七〇九年。久米村阮氏(罕宮城家)五世。この進貢の際、康熙四十八年六月十三日、福建を出航して帰国の途次に暴風のため船が沈没して死去した(『家譜(二)』

2-04-20

国王尚貞の、進貢のため耳目官向英等を遣わすむねの執照

(二七〇八、一〇、□)

琉球国中山王尚(貞)、進貢の事の為にす。

照得するに、敵国は世々天朝の洪恩に沐し、貢典に遵依して二年一次なり。茲に康熙四十七年の貢期に当り、特に耳目官向英・正議大夫毛文哲・都通事陳其湘等を遣わし、表・咨を齎捧し海船二隻に坐駕して官伴・水梢を率領せしむ。每船に均幫する上下の員役は共に二百員名を過ぎず。常貢の煎熟硫黄一万二千六百觔・紅銅三千觔・煉熟白剛錫一千觔を装運して両船に分載す。一船は義字第八十六号にして煎熟硫黄六千三百觔・紅銅一千五百觔・煉熟白剛錫五百觔を装載し、一船は義字第八十七号にして煎熟硫黄六千三百觔・紅銅一千五百觔・煉熟白剛錫五百觔を装載し、前んで福建等処承宣布政使司に至りて投納し、起送して京に赴き聖禮を叩祝せんとす。

所挾の差去する員役は並びに文憑無ければ、誠に所在の官軍の阻留して便ならざるを恐る。此の為に王府、今、義字第八十六号半印勘合の執照を給して存留通事蔡温等に付し収執して前去せしむ。如し経過の関津及び沿海巡哨の官軍の驗実ただに遇わば即便ただに放

行し、留難し遅悞するを得しむる母かれ。須らく執照に至るべき者なり。

計開

耳目官一員 向英 人伴一十二名

正議大夫一員 毛文哲 人伴一十二名

都通事一員 陳其湘 人伴七名

在船都通事一員^① 紅永祚 人伴四名

在船使者二員 徐天柱 伊善遴 人伴八名

存留通事一員 蔡(温) 人伴六名

管船火長・直庫二名^② 阮繼南 池徳美

水梢共に五十七人

右の執照は存留通事蔡温等に付す。此れを准ず

康熙四十七年(一七〇八)十月 日

注*この船は帰途に暴風のため沈没した。〔〇五〇二〕および〔〇四

一九〕注(4)参照。

(1) 一員 校訂本では脱。

(2) 二名 校訂本では「二員」とする。